

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年3月5日

【発行者名】 フォーカス・シキャブ  
( Focused SICAV )

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
ロバート・ステインガー ( Robert Suettinger )  
チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
トーマス・ポートマン ( Thomas Portmann )

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 2010、B.P.91、  
L - 1855、J.F.ケネディ通り33A  
( 33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, B.P.91,  
L-2010 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg )

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治  
弁護士 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 ( 6212 ) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】  
フォーカス・シキャブ  
- ハイ・グレード・ボンド・米ドル  
- ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル  
( Focused SICAV  
- High Grade Bond USD  
- High Grade Long Term Bond USD )

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】  
記名式無額面投資証券  
ハイ・グレード・ボンド・米ドル  
クラスF - acc投資証券  
クラス円ヘッジF - acc投資証券  
ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル  
クラスF - acc投資証券  
クラス円ヘッジF - acc投資証券  
上限見込額は以下のとおりである。

当初募集期間

ハイ・グレード・ボンド・米ドル

クラス円ヘッジF - acc投資証券：1,000億円を上限とする。

ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル

クラス円ヘッジF - acc投資証券：1,000億円を上限とする。

継続募集期間

ハイ・グレード・ボンド・米ドル

クラスF - acc投資証券：14億5,790万米ドル（約1,589億円）を上限とする。

クラス円ヘッジF - acc投資証券：1,000億円を上限とする。

ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル

クラスF - acc投資証券：17億7,970万米ドル（約1,939億円）を上限とする。

クラス円ヘッジF - acc投資証券：1,000億円を上限とする。

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2019年1月末日現在の1口当たりの純資産価格および当初発行価格に基づいて算出されている(ハイ・グレード・ボンド・米ドル - クラスF - acc投資証券については145.79米ドル(約15,885円)に1,000万口を、ハイ・グレード・ボンド・米ドル - クラス円ヘッジF - acc投資証券については当初発行価格(1口当たり10,000円)に1,000万口を、ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル - クラスF - acc投資証券については177.91米ドル(約19,385円)に1,000万口を、ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル - クラス円ヘッジF - acc投資証券については当初発行価格(1口当たり10,000円)に1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2019年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.96円)による。

**【縦覧に供する場所】**

該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年3月13日に提出した有価証券届出書（2019年4月26日付、2019年6月17日付、2019年7月12日付および2019年7月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）について、2020年3月5日付で投資リスクおよび手続き等に関する事項等が変更され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

## 2【訂正の内容】

## 第二部 ファンド情報

## 第1 ファンドの状況

## 3 投資リスク

<訂正前>

## a. リスク要因

（中略）

一般的リスク情報

（中略）

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約／リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約／ リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
ハイ・グレード・ ボンド・米ドル	0%	15%	0%	100%	0 - 50%	100%
ハイ・グレード・ ロング・ターム・ ボンド・米ドル	0%	15%	0%	100%	0 - 50%	100%

リスク管理

リスク管理は、適用法および規制条項に基づき、市場リスクの予想最大損失額を算出する指標であるバリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）アプローチやコミットメント・アプローチにより行なわれる。リスク管理手続はまた、（ETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドラインに関する）CSSF指令14/592に従い、担保の運用（下記「担保の運用」の項参照のこと。）およびポートフォリオの効率的運用のための技法および手段（（4）投資制限 5．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品）の項参照のこと。）の範囲内で適用される。

（後略）

<訂正後>

a. リスク要因

(中略)

一般的リスク情報

(中略)

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レボ契約/リバースレボ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レボ契約/ リバースレボ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
ハイ・グレード・ ボンド・米ドル	0%	15%	0%	100%	0 - 50%	100%
ハイ・グレード・ ロング・ターム・ ボンド・米ドル	0%	15%	0%	100%	0 - 50%	100%

資産担保証券（ABS）/モーゲージ担保証券（MBS）の利用に関連するリスク

投資者は、資産担保証券（ABS）、モーゲージ担保証券（MBS）および商業用不動産担保証券（CMBS）への投資が非常に複雑で、かつ透明性が低くなる可能性があることに留意すべきである。これらの商品は、債権のプール（ABSの債権の場合は自動車もしくは学生ローンまたはクレジットカード契約に起因するその他の債権である可能性がある。MBSまたはCMBSの場合は担保である。）のエクスポージャーを有し、かかる事柄を唯一の目的として設立され、かつ法的、会計上および経済的な観点からプール内の債権の貸主から完全に独立している事業体により発行される。原債権（利息、債権の返済および一切の予定外の返済を含む。）からの支払のキャッシュフローは、商品の投資者に移転される。これらの商品は、階層構造に伴う種々のトランシェを含む。かかる仕組みにより、トランシェ間の返済および予定外の特別返済の順位が決定される。金利が低下または上昇する場合に、原債務者の借換のオプションが良くなるか悪くなるかにより原債権に対する返済計画にない特定の支払が上昇または低下したときに、投資者の返済または再投資のリスクが増減する可能性がある。

ABS/MBSにおけるサブ・ファンドの投資の平均期間は債券に設定された償還日とは異なることが多い。平均期間は一般的に最終償還日よりも短く、通常は証券の仕組みおよびキャッシュフローならびに/または借換、返済および不履行に関する借主の立場の優先順位に基づいている。サブ・ファンドは満期までの平均期間が0年から30年の証券に投資する。

ABS/MBSは法的な仕組みが異なる別々の国で組成される。サブ・ファンドは欧州経済地域のすべての加盟国およびスイスのABS/MBSに投資することができる。その他の国々への投資は、原証券がサブ・ファンドのガイドラインにおいて認められ、かつ当該証券がアドバイザーが課している調査に基づく基準を満たしている場合に検討される。

サブ・ファンドは認められた発行体により発行されるABS/MBSまたは類似の証券に投資する。ABS/MBSは投資適格格付であるか、投資適格格付未満であるか、または格付を付与されていない場合がある。

債務担保証券（CDO）/ローン担保証券（CLO）の利用に関連するリスク

投資者は、サブ・ファンドが債務担保証券（CDO）として知られる一定の種類資産担保証券、または投資先がローンである場合にローン担保証券（CLO）に投資することがあることに留意すべきであ

る。CLOおよびCDOは基本的に、支払順位が異なる複数のトランシェから構成され、最上位のトランシェは投資先の資産プールからの元利金の支払順位が最も高く、その次が第二位のトランシェで、その先は元利金からの支払順位が最下位のトランシェ(エクイティ・トランシェ)まで支払順位が順番に下がっていく。CDO/CLOは原資産の価値の下落により著しく不利な立場に置かれることがある。さらに、複雑な仕組みにより評価が難しくなることがあり、異なる市場のシナリオにおけるパフォーマンスを予測することは困難である。

## リスク管理

リスク管理は、適用法および規制条項に基づき、市場リスクの予想最大損失額を算出する指標であるバリュエーション・アット・リスク(以下「VaR」という。)アプローチやコミットメント・アプローチにより行なわれる。リスク管理手続はまた、(ETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドラインに関する)CSSF指令14/592に従い、担保の運用(下記「担保の運用」の項参照のこと。)およびポートフォリオの効率的運用のための技法および手段((4)投資制限 5.証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品)の項参照のこと。)の範囲内で適用される。

(後略)

## 第2 手続等

### 1 申込(販売)手続等

<訂正前>

#### 海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1) 資産の評価( )純資産価格の計算」の項に従って計算する。

当初発行以降、発行価格は、別途規定されない限り、投資証券1口当たりの純資産価格に販売代行会社に支払う純資産価額の2%を上限とする発行手数料を加えた価格に基づく。さらに、各販売国で発生する租税、手数料およびその他の料金がかかる。

本投資法人の投資証券の購入申込みは、本投資法人、販売代行会社および支払事務代行会社がサブ・ファンドの発行価格で受け付ける。販売代行会社および支払代理人は購入申込みを本投資法人に取り次ぐ。

(後略)

<訂正後>

#### 海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1) 資産の評価( )純資産価格の計算」の項に従って計算する。

本投資法人の投資証券の購入申込みは、本投資法人、販売代行会社および支払事務代行会社がサブ・ファンドの発行価格で受け付ける。販売代行会社および支払代理人は購入申込みを本投資法人に取り次ぐ。

(後略)

## 3 乗換え手続等

## &lt;訂正前&gt;

## 海外市場における乗換え

(中略)

投資主の既存の投資証券の乗換による投資証券の数は以下の公式に従って計算する。

$$A = \frac{B * C * D}{E}$$

A = 乗換え先の新しいサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

B = 乗換え元のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

C = 乗換えのために提出された投資証券の純資産価額。

D = 関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスの為替レート。両方のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが同じ会計通貨で評価されている場合、係数は1である。

E = 乗換え先のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の純資産価額プラス租税、手数料およびその他の料金。

乗換えに際して、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの最大の発行手数料と同額の最大手数料を徴収する場合がある。その場合、「2 買戻し手続等 海外における買戻し手続等」の項の規定に従い、買戻し手数料が徴収されることはない。

保管受託銀行および/または乗換え支払金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの会計通貨および/または乗換えが行われる投資証券クラスの基準通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。手数料ならびにサブ・ファンドの乗換えに際して個々の国で発生する料金、租税および印紙税は投資主に請求される。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

## 海外市場における乗換え

(中略)

投資主の既存の投資証券の乗換による投資証券の数は以下の公式に従って計算する。

$$A = \frac{B * C * D}{E}$$

A = 乗換え先の新しいサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

B = 乗換え元のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

C = 乗換えのために提出された投資証券の純資産価額。

D = 関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスの為替レート。両方のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが同じ会計通貨で評価されている場合、係数は1である。

E = 乗換え先のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の純資産価額プラス租税、手数料およびその他の料金。

保管受託銀行および/または乗換え支払金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの会計通貨および/または乗換えが行われる投資証券クラスの基準通貨以外の通貨建ての支払いを受取することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。手数料ならびにサブ・ファンドの乗換えに際して個々の国で発生する料金、租税および印紙税は投資主に請求される。

(後略)

## 第4 関係法人の状況

### 1 資産運用会社の概況

#### (4) 役員状況

<訂正前>

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

(2019年6月17日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレ・ミュラー・ ウェグナー (André Müller-Wegner)	チェアマン	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)、マネージング・ディレクター	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	ディレクター/ ボード・メンバー	ルクセンブルグ大公国、 <u>ルクセンブルグ</u> 、ディレクター	該当なし
パスカル・キストラ (Pascal Kistler)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBSビジネスソリューションズ・エイ・ジー、スイス、チューリッヒ、マネージング・ディレクター	該当なし
アンドレアス・シュラ ター (Andreas Schlatter)	ヴァイス・ チェアマン	スイス、 <u>キュッティンゲン</u> 、 <u>インディペンデント・ディレクター</u> 、数学者(博士)	該当なし

(後略)

<訂正後>

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

(2020年3月5日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレ・ミュラー・ ウェグナー (André Müller-Wegner)	チェアマン	UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)、マネージング・ディレクター	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	ディレクター/ ボード・メンバー	ルクセンブルグ大公国、 <u>デュドランジュ</u> 、 <u>インディペンデント・ディレクター</u>	該当なし
パスカル・キストラ (Pascal Kistler)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBSビジネスソリューションズ・エイ・ジー、スイス、チューリッヒ、マネージング・ディレクター	該当なし

<u>フランチェスカ・プリム</u> (Francesca Prym)	<u>ディレクター /</u> <u>ボード・メンバー</u>	<u>U B Sファンド・マネジメント</u> (ルクセンブルグ) エス・エイ、 <u>ルクセンブルグ、エグゼクティブ・</u> <u>ディレクター</u>	該当なし
--	------------------------------------	---	------

(後略)